

岩手県告示第387号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年4月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社馬内電設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川二丁目4番43号
 - ウ 代表者の氏名 馬内繁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一4）第5768号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月26日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年4月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸福建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町清田字上大持267番地
 - ウ 代表者の氏名 鈴木福美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7662号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年4月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社又十塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市巣子201番地19
 - ウ 代表者の氏名 金田弘子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第9234号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月26日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年4月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社武蔵豊店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目15番32号
 - ウ 代表者の氏名 武蔵達夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第20687号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月30日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1

項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年12月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 AMIFA株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字亀井田4番地1

ウ 代表者の氏名 篠村浩二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第90143号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年12月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年4月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大町建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第2地割42番地4

ウ 代表者の氏名 大町幸平

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第120023号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年4月17日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。